

UR賃貸住宅を公共住宅として継続、発展させ、居住者の  
居住安定策を確立することを求める意見書提出の請願

[請願の趣旨]

別刷

行政政策新会議は4月26日、独立行政法人都市再生機構の事業仕分けを行い、「高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体または国に移行、市場家賃部分は民間に移行する方向で整理」と評決しました。

この最終判断は国土交通大臣が9月中にくだす予定と聞いています。

UR賃貸団地では高齢化が進み、収入は低下し公営住宅階層が大半を占め、ほとんどの居住者が永住を希望しているのが実態です。

「自治体または国に移行」の実現可能性に私たちは疑問をもちます。機構は市場家賃を原則にしていますから「市場家賃部分は民間に移行」は全面的な民営化、公共住宅の廃止に通じ、たいへん心配しています。

半世紀にわたる公団住宅の存在は、子育て世代から高齢者までの住まいの安定と地域コミュニティの形成に多大の貢献をし、その役割は今後も求められています。

公団住宅について、安心して住みづけられるという基本原則と、住宅セーフティネットの重要性の認識は広く共有されていると思います。

以上の趣旨にご理解をいただき、内閣の最終判断にいたる前に、貴市議会として私たちの要望を汲みあげた意見書を内閣総理大臣および国土交通大臣に提出していただきたくお願い申し上げます。

〔請願事項〕

- 1, UR賃貸住宅居住者すべての住まいの安定を守り、貴重な社会資産である同住宅を公共賃貸住宅として良好な維持管理を継続してください。
- 2, 高齢者、低所得者、子育て世代等への住宅供給は、事業全体の改善を図りつつ、国の責任でおこない、安心して住みつづけられる家賃制度に改めてください。
- 3, 都市再生機構は、賃貸住宅の売却・消滅をめざし、団地再生・再編方針と定期借家契約導入方針を決めていますが、これらを見直し、国民の居住安定第一の公共住宅政策を確立してください。